東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第12条第1項の規定に基づく表現活動の概要等の公表について

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(以下「条例」という。) 第14条の規定により設置する審査会(以下「審査会」という。)の意見を踏まえ、以下のとおり条例 第12条の規定に基づき表現活動の概要等を公表する。

1 表現活動の内容

- (1) 令和4年4月9日、東京都墨田区内の街宣活動において、次の発言がなされたもの
 - ・ 「そんなに北朝鮮がいいんだったら北朝鮮帰ればいいじゃん、帰ればいいじゃん、帰ればいいじゃん、なんで帰んないんだよ、北朝鮮に帰って、帰ってってやってればいいじゃん、なんで帰んないんだよ、帰れよ、生誕祭とか言ってんだから、帰れ帰れ帰れ、日本にいるなよ」
 - ・ 「日本でね、お前ら不幸な生活送ってんだから、毎日毎日差別、地獄のような差別を味わっている、本当かわいそうなかわいそうな朝鮮人のみなさん、帰りましょう、北朝鮮へ帰れ、 帰ろう、北朝鮮へ帰ろう」
 - ・「朝鮮人の皆さん、帰れ」
- (2) 令和4年6月19日、東京都新宿区内を移動して行われたデモ行進において、次の発言がなされたもの
 - ・ 「朝鮮人は北朝鮮へ帰れ」
 - 「ゴキブリ朝鮮人」

2 都の対応

(1) 上記1について、条例第12条第2項の規定に基づく申出を受け、これらの表現は、条例第8条及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「法」という。)第2条(※)に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められるため、適切な措置をとるべき、との審査会の意見を聴取した。

(※) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条 (定義)

- 第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の 出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差 別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又 は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者 を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。
- (2) 条例第13条第1項の規定に基づき、審査会の意見を踏まえ、都としては、上記1の表現は、条例第8条及び法第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動であると判断した。
- (3) 都は、条例第12条第1項の規定に基づき、本件公表を行い、このような本邦外出身者に対する不当な差別的言動はあってはならないものとして、その解消を推進していく。